明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八六）　一
○ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令（同八七）　四

省令

○厚生労働省令第八十六号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信